



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年 8月26日金曜日 第2802号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示..... (情報政策課) ... 640
 知事指定薬物の指定..... (薬務衛生課) ... 640
 指定自立支援医療機関の指定..... (障がい福祉課) ... 641
 登録研修機関の登録..... (長寿介護課) ... 641
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 641
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (6 件) (") ... 642
 肥料の登録 (2 件) (農産園芸課) ... 645
 肥料登録有効期間の更新 (4 件) (") ... 645
 指定居宅サービス事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 646
 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") ... 646
 指定居宅サービス事業の廃止..... (") ... 646
 指定介護予防サービス事業の廃止..... (") ... 647
 道路の区域変更 (県道節安下鍵山線) (南予地方局管理課) ... 647
 道路の供用開始 (") (") ... 647
 道路の区域変更 (県道大洲野村線) (南予地方局大洲土木事務所) ... 647
 道路の区域変更 (県道坊屋敷小田線) (") ... 648
 道路の供用開始 (") (") ... 648

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 648
 技能検定の合格者..... (労政雇用課) ... 648

人事委員会規則

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 650

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 651

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第954号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入 札 公 告 日
愛媛県自治体情報セキュリティクラウド構築業務の委託 一式	愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年 8月 5日	株式会社STNet 香川県高松市春日町17-35番地3	767,880円	一般競争入札	平成28年 6月21日

○愛媛県告示第955号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 薬物の名称

- (1) エチル = 2 [1 (4 フルオロベンジル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド] 3 メチルプタノアート

- (通称名EMB FUBINACA)及びその塩類
- (2) N (1 アミノ 1 オキソ 3 フェニルプロパン 2 イル) 1 (シクロヘキシルメチル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド(通称名APP CHMINACA、PX 3) 及びその塩類
- (3) 3 メトキシ 2 (メチルアミノ) 1 (4 メチルフェニル)プロパン 1 オン(通称名Mxedrone、4 MMC

- OMe)及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物
- 2 指定の理由
条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。
- 3 効力発生の日
平成28年 8月27日

○愛媛県告示第956号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
木屋薬局	八幡浜市1526	久世 和孝	薬局(育成医療・更生医療)	平成28年 8月1日
みゆき薬局	宇和島市御幸町2丁目1-13	愛ファーマシー株式会社	薬局(育成医療・更生医療)	平成28年 8月1日

○愛媛県告示第957号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第4条第2項の規定により、次のとおり登録研修機関の登録をした。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録を受けた者の名称	かくだん 喀痰吸引等研修の業務を行う事業所		登録年月日	かくだん 喀痰吸引等研修の課程
	名 称	所 在 地		
株式会社プレゼンス・メディカル	株式会社プレゼンス・メディカル	神奈川県横浜市港北区新横浜3-19-5新横浜第二センタービル7F E A P オフィス R E S I L I E N C Y	平成28年 8月16日	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)別表第1第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修並びに別表第2第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修
ほけんし株式会社	ほけんし株式会社	東京都台東区元浅草3-19-9MIビル1F	平成28年 8月16日	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)別表第1第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修並びに別表第2第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修

○愛媛県告示第958号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグコスモス東温店
東温市野田2丁目104-1、104-3、105-1、106-1、107-1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス株式会社
東京都港区浜松町2丁目4番1号

取締役兼代表執行役 井上 亮

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年 4月6日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1 410.3平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
47台
イ 駐輪場の収容台数
20台
ウ 荷さばき施設の面積
27平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量

9立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成28年 8月 5日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第959号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ケースデンキ今治店	今治市中寺字久信270番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也	平成28年 6月17日	平成28年 7月27日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第960号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ケースデンキ新居浜店	新居浜市東田3丁目乙11番25 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也	平成28年 6月17日	平成28年 7月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第961号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 8 月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ケースデンキ東予店	西条市周布700番1	大規模小売店舗の名称及び所在地	ケースデンキ東予パワフル館 西条市周布697番1 外	ケースデンキ東予店 西条市周布700番1	平成22年 11月25日	平成28年 7月27日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也	平成28年 6月17日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名及び住所	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登 香川県高松市春日町1627番地1	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登 香川県高松市多肥上町1210番地	平成20年 6月23日	
			株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登 香川県高松市多肥上町1210番地	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也 香川県高松市多肥上町1210番地	平成28年 6月17日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第962号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
NECAP松山複合商業施設	松山市問屋町163番2	大規模小売店舗の名称	（仮称）NECAP松山複合商業施設	NECAP松山複合商業施設	平成28年 3月24日	平成28年 7月27日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也	平成28年 6月17日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第963号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
ケーズデンキ宇和島店・ドラッグコスモス宇和島北店	宇和島市伊吹町字小倉甲1390番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也	平成28年 6月17日	平成28年 7月27日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登	株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也	平成28年 6月17日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第964号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更した事項, 変更前, 変更後, 変更の日, 届出の日. Content includes details for ケーズデンキ大洲店.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第965号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 7 columns: 登録年月日, 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 保証成分量(%), その他の規格, 生産業者の氏名又は名称及び住所. Content includes registration details for 炭酸カルシウム肥料.

Table with 7 columns: 登録年月日, 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 保証成分量(%), その他の規格, 生産業者の氏名又は名称及び住所. Content includes registration details for 15苦土炭酸石灰.

○愛媛県告示第967号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 7 columns: 登録有効期限, 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 保証成分量(%), その他の規格, 生産業者の氏名又は名称及び住所. Content includes registration details for 魚かす粉末.

○愛媛県告示第966号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第968号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、

次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成31年9月5日	愛媛県第1267号	魚廃物加工肥料	遊子漁協魚廃物加工肥料	窒素全量 4.5 りん酸全量 4.6	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	遊子漁業協同組合 愛媛県宇和島市遊子2548番地

○愛媛県告示第969号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成34年9月15日	愛媛県第1225号	副産石灰肥料	粒状シエルスター	アルカリ分 48.0	含有を許される有害成分の	株式会社研農 高知県高知市萩町1丁目9番48号

○愛媛県告示第971号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成28年 8月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ヤエス	株式会社ヤエス愛媛営業所	愛媛県東温市見奈良1532番地	平成28年7月15日	福祉用具貸与
株式会社ヤエス	株式会社ヤエス愛媛営業所	愛媛県東温市見奈良1532番地	平成28年7月15日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第972号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成28年 8月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ヤエス	株式会社ヤエス愛媛営業所	愛媛県東温市見奈良1532番地	平成28年7月15日	介護予防福祉用具貸与
株式会社ヤエス	株式会社ヤエス愛媛営業所	愛媛県東温市見奈良1532番地	平成28年7月15日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第973号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

平成28年 8月26日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

最大量その他の制限事項は、公定規格のとおり

○愛媛県告示第970号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成34年9月15日	愛媛県第1224号	混合石灰肥料	くみあい粒状土壌改良用混合石灰20	アルカリ分 45.0 く溶性苦土 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アコンプリシー	ショートステイ 笑歩会 伊予	愛媛県伊予市湊町字本町81番地1	平成28年7月7日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第974号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年8月26日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アコンプリシー	ショートステイ 笑歩会 伊予	愛媛県伊予市湊町字本町81番地1	平成28年7月7日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第975号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川上931番1地先から 同大字1054番2まで	旧	メートル 32~48.2	キロメートル 0.188	
			新	6.6~76.1	0.188	

○愛媛県告示第976号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川上931番1地先から 同大字1054番2まで	平成28年8月26日

○愛媛県告示第977号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年8月26日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	大洲野村線	大洲市森山乙358番6から 同市森山乙359番1まで	旧	メートル 19.0~22.0	キロメートル 0.050	
			新	23.0~32.0	0.050	

○愛媛県告示第978号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町立石372番から 同町立石335番まで	旧	メートル 4.0～8.9	キロメートル 0.095	
			新	9.6～19.3	0.095	

○愛媛県告示第979号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町立石372番から 同町立石335番まで	平成28年 8月26日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 8月10日	NPO法人 一貫洞	矢 上 眞 理	松山市中野町甲351番地3	この法人は、地域住民に対し、多世代交流・多機能型福祉拠点としての事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成28年 6月12日から 8月13日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。
平成28年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10
A 甲 11	A 甲 13	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 18	A 甲 19
A 甲 20	A 甲 22				

機械加工（普通旋盤作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

機械加工（数値制御旋盤作業）

3 級

受 検 番 号
B 1

機械加工（マシニングセンタ作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	C 1	C 2		

機械検査（機械検査作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	B 1
C 1					

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18

建築大工（大工工事作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

左官（左官作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	

塗装（金属塗装作業）

3 級

受 検 番 号
A 甲 1

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19
A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25
A 甲 26	A 甲 27				

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 177

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 8月26日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（愛媛県人事委員会規則13 - 11）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 6 条 省略</p> <p>（<u>審理の計画的進行</u>）</p> <p>第 6 条の 2 <u>当事者及び代理人並びに委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。</u></p> <p>第 8 条 省略</p> <p>（<u>審理の終了</u>）</p> <p>第 8 条の 2 <u>委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。</u></p> <p>（1）<u>審査請求人から第48条第 2 項に規定する反論書が同項に規定する期日までに提出されない場合において、委員会が更に一定の期間を定めて反論書の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかつたとき。</u></p> <p>（2）<u>審査請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。</u></p> <p><u>3 委員会は、前 2 項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、その旨を当事者に通知するものとする。</u></p> <p>（<u>審査請求の取下げ</u>）</p> <p>第 9 条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>4 委員会は、受理した審査請求が取り下げられたときは、その旨を処分者に通知するものとする。</u></p> <p>（<u>委員長の指揮権</u>）</p> <p>第19条 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>第 6 条 省略</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>（<u>審査請求の取下げ</u>）</p> <p>第 9 条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（<u>委員長の指揮権</u>）</p> <p>第19条 省略</p> <p>2・3 省略</p>

4 委員長は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の前で陳述することで圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。この場合においては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

(再審の手続)

第55条 第6条の2、第7条、第8条の2から第11条まで、第4章及び第5章の規定は、再審の場合について準用する。

(再審の手続)

第55条 _____ 第7条、第9条 _____ から第11条まで、第4章及び第5章の規定は再審 _____ の場合について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第53号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成28年 8月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
省略			省略		
新居浜市大島交流センター	省略		新居浜市大島交流センター	省略	
新居浜市総合文化施設	新居浜市坂井町二丁目8番1号	706	省略		
省略					